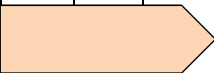


西表島行動計画の見直し・更新（案）

 重点的に実施
 継続実施

資料 1 - 3 - 2

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
1) 保護制度の適切な運用										
1 西表石垣国立公園の管理	環境省				●	●	●	西表石垣国立公園の適切な保護管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。	
2 西表島森林生態系保護地域の管理	林野庁				●	●	●	西表島森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。	西表島森林生態系保護地域保全管理委員会
3 西表鳥獣保護区の管理等	環境省				●	●	●	イリオモテヤマネコ等の希少種が生息する森林部において指定されている国指定西表鳥獣保護区を今後も適切に管理する。また、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等が適切に保護される。	
2) 希少種の保護・増殖										
1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省				●	●	●	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存法に基づく国内希少野生動植物種として指定し、国内希少野生動植物種の保護等を図る。	国内希少野生動植物種が適切に保護される。	
2 希少野生動植物保護条例等の制定	沖縄県				●	●	●	種の保存法により捕獲等が規制されている希少野生動植物種以外でその存続が危ぶまれている種について、県条例を制定することにより、その生息地の保護や密猟・盗採行為の防止・抑制など、希少野生動植物の保護を強化する。	希少種保護のための法制度の確保。 【条例の制定】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
<u>3</u> <u>2</u> 竹富町自然環境保護条例の改正	竹富町				●	●	●	竹富町の健全で豊かな自然環境の保全及び生物多様性の確保に資するため、希少野生動植物の生息地等の保護、保護管理事業の実施、特別希少野生動植物の捕獲等の規制、指定外来種の放逐等の規制等の条項を含む新たな条例として、現条例を抜本的に改正して効果的運用を図る。	保護区や種の指定と規制の遵守、事業実施により、竹富町内の各島々の特性に応じた生物多様性が保全される。	竹富町自然保護審議会
<u>4</u> <u>3</u> 保護増殖事業等の継続実施	環境省 農林水産省 沖縄県				●	●	●	保護増殖事業の対象種であるイリオモテヤマネコについて、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【個別検討会における評価】	イリオモテヤマネコ 保護増殖検討会
<u>5</u> <u>4</u> 保護増殖事業の対象種以外の希少種等の生息・生育状況の把握	環境省 林野庁 沖縄県 地元関係団体				●	●	●	保護増殖事業の対象種以外の希少種等の生息・生育状況等について継続的に調査を行い、適切な保護対策に資するデータを取得・蓄積する。 ○ウブンドルのヤエヤマヤシ群落等のモニタリング ○船浦ニッパヤシ植物群落保護林モニタリング ○カンムリワシ生息状況調査 ○キシノウエトカゲ生息実態調査	保護増殖事業対象種以外の希少種等の生息・生育状況を把握・監視できる体制の確保。 【個別検討会における評価】	

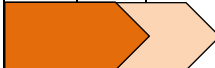
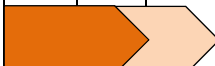
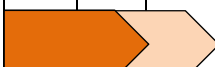
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
<u>6</u> 希少野生動物の交通事故等の対策強化	環境省 沖縄県 竹富町 地元関係団体					●	●	イリオモテヤマネコやその他の希少野生動物の交通事故発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、パトロール、チラシ配布やロードキル発生防止キャンペーン実施等による普及啓発により事故の発生を減少させる。また、交通事故防止対策基本計画を策定し、動物の移動経路（アニマルパスウェイ）の機能の維持・強化を図るとともに、道路への動物の侵入防止及び車両のスピード抑制等の対策強化について検討する。	主要車道における希少野生動物の交通事故等の発生防止。 【イリオモテヤマネコの交通事故発生件数・死亡個体数】	イリオモテヤマネコの交通事故発生防止に関する連絡会議
<u>7</u> 希少野生動物の傷病個体の救護体制の確保	環境省 沖縄県 地元関係団体				●	●	●	西表島地域の希少野生動物の傷病個体を救護し、野生復帰を図る。	希少野生動物の救護及び野生復帰を適切に実施できる体制の確保。 <u>【傷病鳥獣の救護実績】</u>	
<u>8</u> 希少野生動植物の密猟・盗採の防止	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	関係法令等に基づき、各行政機関、地元関係団体等の多様な主体が連携し、希少野生動植物の密猟・盗採防止のためのパトロールを実施する。 地域住民や観光客に対して、希少野生動植物の捕獲等の規制に関する法制度や対象種に関する情報提供を行うとともに、民間事業者等の協力を得て、希少野生動植物の保護に対する普及啓発を行う。	希少野生動植物の密猟・盗採に対する効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況を確保。 【パトロールの年間実施回数、従事人数等】	

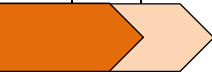
事業項目	実施 主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 地域			
3) 外来種による影響の排除・低減										
1 侵略的外来種への対策 の強化	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団 体				●	●	●	既に定着している侵略的な外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。 西表島地域に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集し、外来生物目撃情報データベースを適宜更新する。また、定着を予防するため必要に応じて、住民、事業者及び観光客を対象とした普及啓発を実施する等対策を講じる。	特に遺産価値(生態系・生物多様性)への影響が大きいと考えられる外来種による影響の排除・低減。 また、地域住民及び観光客が外来種問題に対し、十分に認知している状態の実現。 <u>【重点対策種の確認状況】</u>	
2 竹富町ねこ飼養条例の 徹底	竹富町					●	●	飼い猫からイリオモテヤマネコへと感染症を感染させないため、ねこ飼養条例に基づき、マイクロチップの装着、ワクチン接種、ウイルス検査、必要に応じた去勢・不妊化手術等を行う。関係団体と連携して実施する。	飼い猫によるイリオモテヤマネコへの悪影響の防止。 <u>【飼い猫のマイクロチップ装着個体数・率、犬猫の収容数－返還数】</u>	
3 所有者のいないネコの 保護収容・島外搬出事 業の実施	竹富町 地元関係団 体					●	●	イリオモテヤマネコへの感染症や生態系への悪影響を防止するため、西表島に生息する所有者のいないネコを保護収容し、島外搬出を行う。	西表島における所有者のいないネコの根絶により、生態系への悪影響を防止。	
4 愛玩動物の放逐防止対 策の強化	沖縄県 竹富町 地元関係団 体				●	●	●	愛玩動物(イヌ・ネコ・エキゾチックアニマル等)の逸出によって新たな外来種が発生することを防止するため、飼育状況の把握、及び適正飼育の普及啓発を行う。また、観光客等が森林部に愛玩動物を持ち込むことで、愛玩動物由来の感染症が野生動物に感染すること、野生動物捕食などの影響を予防するための方策を検討する。	愛玩動物の飼育状況の把握が進み、適切な飼育がなされている。 愛玩動物から野生動物への感染症の感染や捕食などのリスクの低減。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
5 在来動物に対する交雑リスクの低減	竹富町 地元関係団体				●	●	●	リュウキュウイノシシとイノブタ等との交雑に関して、早急な現状把握と効果的な対策の検討を行うとともに、近縁種の西表島への意図的導入の防止や、飼育個体の管理の徹底に対する地域住民の理解促進と協力体制の確保に努める。	リュウキュウイノシシとイノブタとの交雑リスクの低減。	
4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和										
1 マングローブ林のモニタリング調査・保全	林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体					●	●	豊かな生物相を育むマングローブ林のモニタリングを行い、劣化状況等に応じて対策を検討・実施する。	マングローブ林生態系の継続的モニタリング体制の確保、生態系が安定的に推移する状態の実現。	
2 海岸林再生の指針に基づく管理の実施	林野庁					●	●	海岸林再生の指針に基づいて適切に海岸林を管理していく。	防風防潮機能など保安林機能の充実や、生物多様性を確保した海岸林再生による地域産業への寄与の実現。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
5) 適正利用とエコツーリズム										
1 世界遺産に関する観光ビジョンの策定による持続可能な観光の推進 包括的な観光マスタープランの策定による持続可能な観光の推進	沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	世界自然遺産に関わる各種行政機関、地域関係団体等が参加した協議会等の場を設置して、関係者の情報共有、意見交換による合意のもとで、世界遺産西表島における観光・エコツーリズム、保護保全の在り方の基本コンセプトを明確に示した観光ビジョンを策定して遺産価値の維持と観光振興を両立する。 <u>地域関係者等との合意のもと、世界自然遺産西表島における観光利用の在り方や方針を示す包括的な観光管理のマスタープランを策定し、その運用によって遺産価値の維持と観光振興を両立する。</u>	世界遺産推薦地における観光ビジョンが策定され、遺産価値の維持と観光振興の両立が実現される。 <u>西表島における包括的な観光管理のマスタープランが策定され、その運用によって遺産価値の維持と観光振興の両立が実現される。</u>	
2 施設整備による負荷の低減と適正利用の推進	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	生態系や生物多様性などの遺産価値を利用者に実感させながら、利用に伴う負荷の低減と遺産地域における適正な利用を推進するために、既存施設の効果的な活用方法の検討及び以下のような施設の管理・整備を行う。 ○トレッキング等の利用による自然環境への影響を防止するための木道の整備 ○世界自然遺産への理解を深めるための拠点施設の検討 ○トイレ等のインフラ設備充実に向けた検討 ○沖縄県交付金事業による利用施設の整備 ○環境省直轄による国立公園事業の検討	遺産価値の保全と適正利用の両立、利用者の体験の質の確保。【西表島の入込客数】 【拠点施設利用者数】【利用者満足度】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
3 適切な利用コントロールの実施及び利用ルールの設定・遵守	環境省 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	遺産価値（生物多様性と生態系）を保全するため、以下の取組等を実施することで自然利用に伴う負荷の低減を図る。 ○ヒナイ川および周辺国有林の自然体験型ツアーによるオーバーユース対策の強化 ○仲間川地区保全利用協定の適切な運用 ○エコツーリズムガイドラインの作成 ○資源特性と利用の現状に応じたゾーニングと利用ルール等の検討	自然利用に伴う負荷が低減され、遺産価値（生物多様性と生態系）の保全がなされる。	
4 利用に伴う自然環境や地域社会・経済への影響・効果のモニタリング	環境省 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	観光・エコツアー等の利用状況を把握するとともに、利用に伴う自然環境への影響や地域社会・経済への影響・効果の評価するための有効なモニタリング手法を検討し、継続的なモニタリング・評価を実施できる体制を確保する。	利用に伴う自然環境や地域社会・経済への影響・効果のモニタリング・評価結果が各種計画・事業に適切に反映される。	
5 利用の質の向上に向けた取り組みの強化	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	世界遺産における適正かつ質の高い利用を実現するため、ガイド等の人材育成、プログラム開発等のソフト面での対応を強化する。また、ガイド事業者の実態把握、届出等の制度導入に向けた検討を行う。	世界遺産地域にふさわしい適正かつ質の高い利用の提供。	
6 基金等を活用した保全管理費用の持続的確保	竹富町						●	遺産登録による利用者の増加による保全管理費用の増大に対応するため、受益者である観光事業者や利用者、及び遺産価値の保全に理解のある人々等から広く資金を調達できる仕組みの確保に向けた検討を行う。	西表島の自然環境の保全と持続可能な利用に必要な予算の確保。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
6) 地域社会の参加・協働による保全管理										
1 生物多様性おきなわ戦略の運用	沖縄県				●	●	●	沖縄県における生物多様性保全の方向性や施策展開をとりまとめた「生物多様性おきなわ戦略」に基づき、関連の施策を展開する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。 <u>【関連施策の取組状況】</u>	
2 地域の主体的参加による保全管理活動の実施	環境省 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	地域の主体的参加による保全管理活動を継続的に実施するとともに、地域住民の視点から世界遺産と地域の関わりについての課題を抽出し、課題解決のための具体的取組を誘導、支援する。	地域の主体的参加活動により、世界遺産の価値の保全・管理活動が継続的に行われる状態の実現。	
3 地域住民、観光客等への普及啓発・教育の推進	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	西表島における自然と文化の関わりを踏まえて、世界遺産の価値の保全に対する認識と地域固有の文化に対する敬意や誇りを醸成するため、地域住民や観光客等に対してパンフレット等による普及啓発や教育活動を継続的に実施する。 また、特に観光客の入島時に適正な利用方法等について周知を行う。	地域住民や観光客等の世界遺産の保全と地域固有の文化に対する理解が深まった状態の実現。 <u>【西表島部会や世界自然遺産・地域の自然や文化に関するシンポジウム・勉強会・研修会等の開催回数・参加者数、地域住民の世界遺産の保全に対する理解度】</u>	
4 環境に配慮した公共事業の実施	沖縄県 竹富町					●	●	「第2次沖縄県環境基本計画」に位置付けられた「環境への配慮指針」や「自然環境の保全に関する指針」を適切に運用するとともに、公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、見直しにあたって環境配慮水準の向上を図る。	公共事業実施の際に、適切な環境配慮が行われ、世界自然遺産としての基準を満たす生物多様性や生態系を維持できるような環境配慮水準の確保。 <u>【環境配慮の取組実績】</u>	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
5 美化活動等の推進	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体					●	●	多様な主体が適切な役割分担のもとで連携・協力して、海岸漂着ゴミの清掃活動等を実施し、世界自然遺産の島である西表島の環境美化や生態系、生物多様性の保全を図る。	自然環境の保全を図るとともに、世界自然遺産の島にふさわしい景観を維持・保全する。	
7) 適切なモニタリングと情報の活用										
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町				●	●	●	各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な 情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産の価値に関わる情報・知見・技術が集約・蓄積され、保全・管理に活用される。	

＜西表島行動計画の修正箇所に関する事業進捗状況・計画＞

行動計画の事業項目	実施主体	事業名	対象地	事業概要 ＜関係する会議体＞	平成 29 年度の実施内容	平成 30 年度事業内容（案）
2) 希少種の保護・増殖						
<u>2 希少野生動植物保護条例等の制定</u>	沖縄県 (自然保護課)	沖縄県希少野生動植物保護条例等の制定	西表島全域を含む沖縄県全域	種の保存法により規制されていない希少野生動植物種のうち、県内においてその種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ない種等、及び外来生物法により規制されていない外来種のうち、希少野生動植物を取り巻く生態系に係る被害を及ぼすおそれのある種等について、条例を制定することにより、希少野生動植物の保護を強化する。	○希少種保護条例の制定に向けて、国、県庁内各課、関係市町村や利害関係者と調整を図った。	○早期の沖縄県野生動植物保護条例（仮称）の制定に向け、昨年度に引き続き国、県庁内関係各課、関係市町村や利害関係者との調整を図る。
5) 適正利用とエコツーリズム						
1 <u>包括的な観光管理のマスタープラン</u> <u>世界遺産に関する観光ビジョン</u> の策定による持続可能な観光の推進	沖縄県 (自然保護課)	西表島における包括的な観光管理のマスタープラン策定支援業務（仮称）	西表島全体	竹富町観光振興基本計画にも位置づけられた、世界自然遺産西表島における観光利用の在り方や方針を示す包括的な観光管理のマスタープランを策定する。 ＜世界自然遺産西表島観光管理作業部会（仮称）＞	○西表島における適正利用とエコツーリズム検討会において策定中の西表島エコツーリズムガイドラインの目的や方針を整理し、観光管理のマスタープランのたたき台を作成した。	○地域連絡会議西表島部会のもとに設置された作業部会等の場における地域関係者等との協議を踏まえ、観光管理のマスタープラン策定に向けた検討を行う。
	竹富町 (政策推進課)	竹富町観光振興基本計画	竹富町全域	竹富町の観光施策における世界自然遺産の位置付けの明確化を図る。	○別途検討される観光管理のマスタープランを位置づけるなど、観光振興基本計画の改定を行った。	二

＜参考：竹富町観光振興基本計画における西表島観光マスタープランの位置づけについて＞

竹富町観光振興基本計画（案）

基本方針6. 「世界自然遺産登録」施策18. ※西表島マスタープランの策定別組織において策定中（平成30年2月を目途に骨子案作成。）

○竹富町では、第3次竹富町観光振興計画（平成25年年3月）において、世界自然遺産の登録を見据え、環境共生型社会を目指すため、自然環境の保全・再生・適正利用のためのルール作りと実行を基本方針とすることを位置づけている。

また、平成29年度から、沖縄県及び竹富町が共同事務局となり、西表島における適正利用とエコツーリズムの推進体制の構築を目指し、エコツーリズム推進の目的や方針、利用対象とするフィールド、フィールドごとの利用ルールの設定、利用コントロールの方法、ガイド制度、モニタリング手法等を取りまとめた「西表島エコツーリズムガイドライン」の策定を進めている。

現在、並行して改定作業を進めている竹富町観光振興計画（平成29年年3月予定）に、下記のとおり同ガイドラインの目的及び基本方針を西表島における観光管理のマスタープラン骨子案として組み込み、西表島全域に対する持続的な利用に向けた観光管理を予定している。

【西表島における観光管理のマスタープラン骨子案】

